

平成18年2月13日

提言のまとめ方（委員等からの意見）

- （1）今後の進め方（A委員案）
- （2）答申のまとめ方について（B委員案）
- （3）答申のまとめ方について（C委員案）
- （4）「起草のための組織」についての世話人会における主な意見等
- （5）「起草のための組織」について（事務局案）

今後の進め方（A委員案）

1. ワークショップのまとめ

世話人会は、第4回から第9回までのワークショップのまとめを、次回郵便で各委員に送付する。今後の世話人会は、全体会の議事進行の運営と事務局調整に専任する。

2. 報告答申書起草部会選任

委員全員が起草に当たる事は理想ではあるが、現実的ではない。世話人会のワークショップのまとめと平行して、報告答申書起草部会を選任し、練馬区独自の広範な論点を整理しつつ短期で起草していく事とする。従って、会長・副会長に起草顧問の就任を要請し、更に、メンバーとして学識経験者委員2名、公募区民委員3名、各界代表委員3名、区企画課1名、日本能率協会総合研究所1名の計10名で報告答申書の起草に従事する専門部会を構成する。部会長は区の懇談会設置基準により、学識経験者委員が就任する。

なお、メンバーの委員の選任方法は、即時選挙でも良いが、必ずしも選挙結果に対し年令・性別・経験を考慮したバランスは期待できない。ついては、69万区民の負託に応える為には、ある程度のバランスの良い選任も求められるので、一部の委員の選任は部会長指名も有効方策である。

3. 運営方法

報告答申書起草部会は、全体会の議論を集約し、報告答申書起草案と背景等の説明を作成し、次回懇談会資料として、各委員宛郵送する。

各委員は、報告答申書起草案を精査し、次回懇談会までに論点整理を行う。

世話人会の議事進行の中で、各委員は報告答申書起草部会に質疑応答し、報告答申書起草案の合意を形成する。

全体会閉会后、報告答申書起草部会は、上記により報告答申書起草を完成させる。

4. スケジュール

第10回 2月 報告答申書作成の大枠合意と報告答申書起草部会選任

第11回 3月 報告答申書案審議

第12回 4月 報告答申書案と解説審議

第13回 5月 報告答申書の確認と報告

事務局提案の6月7月は、予備日とする。

5. 共通事項

「(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の設置について」の設置目的と役割を再確認する。

議論は多数決で決しない。理解と合意と参考意見記録が大切である。

委員は、当初の懇談会日程遅延を考慮し、更に報告答申書完成に注力する。他市町村区との比較による議論は必要だが、同様の行事は必要ない。

答申のまとめ方について（B委員案）

一、まとめに当たっては、論点整理や草稿作成にあたる「報告委員会」を中心に、懇談会委員との『協働』により、下の通りで行う。

- ・懇談会全体会において、（仮称）ねりま自治基本条例に盛り込むべき内容の項目を確定し、項目一つ毎に、報告委員1名と、他の懇談会委員2名の計3名から成る小部会を設置する。

- ・小部会は、報告委員が作成した「たたき台」を基に審議・検討を行い、全体会に提案する「草稿」をまとめる。

報告委員は、まとめた「草稿」を清書し、全体会へ提出可能な文書に仕上げる。

- ・各小部会から提出された「草稿」を全体会で精査し、修正・加筆・削除を行う。
- ・全体会での精査を受け、報告委員会が「答申案」をまとめる。
- ・報告委員会がまとめた「答申案」を全体会で審議し、出席委員の3分の2以上の賛成を持って懇談会の承認とする。
- ・懇談会が承認した「答申案」を以て、「答申書」とする

二、「報告委員会」の定数は、項目の数に一致するものとし、選任方法は、自薦・他薦による選挙とするか、世話人および自薦の委員で構成するものとするか、懇談会において決するものとする。

また、これら委員とは別に、学識経験者2名以上が補佐にあたるものとし、事務局および日本能率協会と密に連携を図るものとする。

「報告委員会」は、月次1回程度開催される懇談会の他に、必要に応じて随時「会合」を開くものとし、事務局はこれに対し、極力「会合」場所を提供するよう努めるものとする。

「報告委員会」に参加するのは、報告委員および、該当する小部会のメンバー、補佐役の学識経験者とする。

三、スケジュール

- | | |
|-------|---|
| 2月懇談会 | （仮称）ねりま自治基本条例に盛り込むべき内容の項目を確定し、報告委員を選任し、小部会および報告委員会を設置 |
| 3月懇談会 | 小部会にて審議・検討、話し合いの結果・経過を報告
（必要に応じ、各小部会毎の会合、報告委員会の会合を開催し、「草稿」をまとめる） |
| 4月懇談会 | 小部会からの報告および「草稿」を全体会にて精査 |
| 5月懇談会 | 小部会からの報告および「草稿」を全体会にて精査
（全体会による精査の結果を受け、報告委員会にて「答申案」作成 |
| 6月懇談会 | 報告委員会が作成した「答申案」を全体会にて審議 |
| 7月懇談会 | 懇談会にて「答申案」を承認し、「答申」を練馬区長へ報告 |

答申のまとめ方について（C委員案）

委員構成は、「世話人＋任意の人」とする。

「任意の人」は、「各界からの選任」から2、3人を、年齢のばらつきも考えて、推薦あるいは会長から指名する。

「起草のための組織」についての世話人会における主な意見等

平成18年2月6日 事務局作成

1 人数

- ・ B委員案において検討項目を6項目とすると、約18名になる。これに対して、A委員案の約10名を支持する意見があった。

2 終了時期

- ・ B委員案のとおり、7月終了を支持する意見があった。

3 委員の構成

いろいろな意見があった。

「世話人」と「世話人以外」から構成する。

「公募区民」、「各界からの選任」のそれぞれから選出する。

選出の結果として、事実上の構成が「世話人」と「世話人以外」となればよい。

4 起草の項目と内容

- ・ 「起草のための組織」が検討すべきことで、世話人会では議論しない。

5 世話人会

- ・ 「起草のための組織」が運営面の中心になるので、世話人会は解散するとの意見があった。

6 その他

- ・ A委員案にある「3 運営方法」と「5 共通事項」は、「起草のための組織」を設置する際に定める必要はないとの意見があった。

平成18年2月13日

「起草のための組織」について（事務局案）

1 名称

「起草部会」（ただし、仮置き）

2 「起草部会」の構成

部会長	学識経験者	} 2月13日に会長が指名（会長を除く3委員）するとともに、委員による互選で部会長を選出する。
副部会長	学識経験者（2名）	
委員	公募区民（3名以上）	} ご希望をお伺いした上で、2月13日に会長が指名する。
委員	各界からの選任（3名以上）	

3 「起草部会」の役割

「起草部会」は、提言の起草を行い、全体会へ報告する。

委員は、部会長および副部会長の助言を得て、分担して起草する。

なお、企画課およびコンサルは、事務局として起草およびとりまとめ作業などを支援する。

4 全体会および「起草部会」のスケジュール

月日	全体会	「起草部会」
2月13日（月）	第10回 ・ 「起草部会」委員の選任	第1回（全体会終了後） ・ 部会長の互選 ・ 提言（たたき台）の作成方法 ・ 連絡方法の確認等
2月中旬 ～3月上旬		第2回 ・ 提言（たたき台）の作成方法等
3月6日（月）	第11回 ・ 提言（たたき台）の検討	第3回（全体会終了後） ・ 提言（素案）の作成方法等
4月	第12回 ・ 提言（素案）の検討	第4回（全体会終了後） ・ 提言（案）の作成方法等
5月	第13回 ・ 提言（案）の検討	第5回（全体会終了後） ・ 修正内容の確認等
6月	第14回 ・ 区長へ提言	
7月	<予備日>	